

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

## 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(1982年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について、金融庁長官が別に定める事項(2014年2月18日 金融庁告示第7号)として、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

なお、本開示における「自己資本比率告示」及び「告示」は、2006年3月27日 金融庁告示第19号を指しております。

### I 自己資本の構成に関する開示事項

#### 1. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しており、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

●単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目	2018年度中間期	2019年度中間期
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	161,693	164,275
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,834	31,834
うち、利益剰余金の額	131,115	134,055
うち、自己株式の額(△)	768	1,076
うち、社外流出予定額(△)	487	537
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	301	308
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,018	2,429
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,018	2,429
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,523	2,923
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	167,536	169,936
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	780	954
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	780	954
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	4,405	5,762
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,186	6,716
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	162,349	163,219
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,435,997	1,522,538
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	8,801	6,796
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	7,504	6,796
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	63,292	61,739
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,499,289	1,584,277
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.82	10.30

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

●連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2018年度中間期	2019年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	165,958	168,704
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,883	31,883
うち、利益剰余金の額	135,330	138,434
うち、自己株式の額（△）	768	1,076
うち、社外流出予定額（△）	487	537
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△880	△1,834
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	△880	△1,834
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	301	308
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,208	2,588
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,208	2,588
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,523	2,923
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,412	2,064
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 173,523	174,755
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	803	1,058
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	803	1,058
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	3,842	4,039
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 4,646	5,097
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 168,877	169,657
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,450,126	1,537,301
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6,824	4,122
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,663	4,122
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	65,620	64,334
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,515,746	1,601,635
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.14	10.59

## II 定性的開示事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- イ 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する自己資本比率を算出する対象となる会社の範囲（以下「連結グループ」）に属する会社と連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ロ 連結グループに属する連結子会社の数、名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

	2018年度中間期	2019年度中間期
連結子会社数	4社	4社
名 称	主な業務の内容	
愛銀ビジネスサービス株式会社	銀行業務サービス業務	
株式会社愛銀ディーシーカード	クレジットカード業務	
愛銀リース株式会社	リース業務	
愛銀コンピュータサービス株式会社	電算機による業務処理業務	

- ハ 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
- ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものはありません。
- ホ 連結子会社4社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実していると認識しています。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っていません。

### 2. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

2018年9月末の当行及び当行グループの自己資本調達手段の概要は、以下の通りです。

自己資本調達手段	概 要
普通株式	10,943千株 発行済株式総数
(内訳)	101千株 完全議決権株式（自己株式等）
	10,746千株 完全議決権株式（その他）
	94千株 単元未満株式

2019年9月末の当行及び当行グループの自己資本調達手段の概要は、以下の通りです。

自己資本調達手段	概 要
普通株式	10,943千株 発行済株式総数
(内訳)	190千株 完全議決権株式（自己株式等）
	10,660千株 完全議決権株式（その他）
	92千株 単元未満株式

### 3. 銀行及び連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが配賦されたリスク資本を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、連結グループでは、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

### 4. 信用リスクに関する事項

#### (1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等によ

り、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

当行グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っています。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクを計量し、信用リスク管理に活用しています。

#### (2) 自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した「自己査定規定」及び「償却・引当規定」を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、「償却・引当規定」に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

また、連結子会社においても「自己査定規定」及び「償却・引当規定」を独自に定めて自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

#### (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）の格付を使用しています。なお、証券化エクスポージャーについてのみ、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）の格付を使用しています。

但し、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー（ファンド）については、そのリスク・ウェイトを算出するにあたり当該運用委託会社が作成する資産構成内訳等に関する報告書で使用されている適格格付機関を使用しています。

なお、経済協力開発機構及び輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアは使用していません。

### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

当行グループでは、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行グループが適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体及び、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「貸出規定」「管理債権規定」等の行内規定等に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越を対象としており、「貸出及び管理債権に関する専決権限規定」等の行内規定に基づいて、手続を行います。

なお、単体自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、及び、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

## 6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、通貨オプション取引、債券先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った信用リスク限度枠を設定し、契約額等が限度枠を超過しないように管理しています。また、当行では、派生商品取引等のオフバランス取引の信用リスク限度枠は、貸出等のオンバランス取引の与信額を勘案して総合的に管理を行っています。

また、派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に、追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

## 7. 長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では長期決済期間取引を取り組んでおりません。

## 8. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行グループは証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はありません。また、投資家として証券化エクスポージャーに対する投資は行っておりません。

### (2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループでは、保有する証券化商品・再証券化商品に関するモニタリング・報告を、裏付資産である証券化商品の状況に係る情報等について、定期的または必要に応じて、リスク管理委員会等へ報告する体制としております。

### (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行グループでは、信用リスク削減手法として証券化取引を取り組んでおりません。

### (4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

当行グループでは、証券化エクスポージャーを保有していません。

### (5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式

当行グループでは、マーケット・リスクに係る額は算入しておりません。

### (6) 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

### (7) 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

### (8) 証券化取引に関する会計方針

当行グループは証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はなく、証券化商品を購入した場合には、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適正な処理を行っております。

### (9) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## 9. マーケット・リスクに関する事項

当行グループは自己資本比率告示に基づき、マーケット・リスク不算入の特例を適用しています。

## 10. オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務を遂行するにあたって不適切な業務プロセス、役職員等による不正・ミス及び災害等の外部要因により損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関する包括的な行内規定である「オペレーショナルリスク管理規定」を制定し、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの6つに分けて管理しています。

また、個別規定として、「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理規定」等の行内規定を定め、各リスクについては、それぞれ事務統括部、コンプライアンス・リスク統括部、経営管理部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスク管理委員会等に定期的に損失事象の状況等に関する報告を行っています。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当行グループでは、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

## 11. 銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク(VaR)(注)

によりリスク量を計測し、予め定めたリスクリミットの遵守状況をモニタリングしております。

(注) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

また、出資等、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っております。なお、出資等の会計処理につきましては、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適正な処理を行っております。

## 12. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、「資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク」をいいます。預金・貸出金・有価証券を中心とした金利感応資産・負債を対象とし、コンプライアンス・リスク統括部が金利リスクの状況をモニタリングしています。

具体的には、開示告示に基づく経済的価値の変動(ΔEVE)などの金利リスク量を計測・モニタリングするとともに、ストレス・テストを通じて不測の事態が発生した場合の影響を分析し、定期的に取締役会やリスク管理委員会に報告しています。各会議体では、金利リスクが当行の自己資本の状況に照らして許容できる水準に収まっているかどうかを確認するとともに、金利リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

当行では、開示告示に基づく経済的価値の変動(ΔEVE)の計測において、下記のような前提を置いて計測しています。

流動性預金については、コア預金モデルに基づいて満期を割り当てています。コア預金モデルは、過去の流動性預金残高の動向から予測した最低残高と、流動性預金金利の市場金利に対する追従率から、統計的手法により満期を推計します。流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は3.3年、最長の金利改定満期は10.0年となっています。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提に基づいています。

複数の通貨の集計方法については、異通貨間の相関は考慮せず、経済的価値が減少する通貨のみを単純合算しています。

スプレッドについては、キャッシュ・フローに含めており、割引金利はTIBORやLIBOR等を、対象となる資産・負債に応じて使用しています。

経済的価値の変動(ΔEVE)の最大値は、下方パラレルシフトシナリオにおける129億円であり、自己資本の額(単体)の20%に相当する326億円を下回っており、自己資本の額に照らして過大な金利リスクはとっていません。

なお、当行では、経済的価値の変動(ΔEVE)の他、バリュー・アット・リスク(VaR)やベース・ポイント・バリュー(BPV)の計測・モニタリング、ストレス・テストの実施等、複数の手法により金利リスクを計測することで、各手法の弱点を補完し合いながら複眼的に管理しています。

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

## Ⅲ 定量的開示事項

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

#### (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	2018年度中間期		2019年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【資産（オンバランス）項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	420	16
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	2,218	88	2,616	104
我が国の政府関係機関向け	9,404	376	8,594	343
地方三公社向け	10	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,222	1,928	59,849	2,393
法人等向け	596,888	23,875	641,723	25,668
中小企業等向け及び個人向け	324,329	12,973	316,783	12,671
抵当権付住宅ローン	101,463	4,058	109,333	4,373
不動産取得等事業向け	156,710	6,268	167,120	6,684
三月以上延滞等	1,656	66	2,174	86
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	17,736	709	17,974	718
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	77,768	3,110	78,420	3,136
上記以外	39,641	1,585	36,613	1,464
証券化	—	—	—	—
外部格付準拠方式	—	—	—	—
標準的手法準拠方式	—	—	—	—
1250%のリスクウェイト	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	44,808	1,792	64,180	2,567
ルック・スルー方式	—	—	64,180	2,567
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
資産（オンバランス）計	1,421,058	56,842	1,505,803	60,232
<b>【オフバランス取引等項目（主な内訳）】</b>				
原契約が1年以下のコミットメント	1,851	74	1,981	79
原契約が1年超のコミットメント	1,419	56	2,916	116
信用供与に直接的に代替する偶発債務	6,580	263	5,678	227
オフバランス取引等 計	14,191	567	16,604	664
CVAリスク相当額(簡便的リスク計測方式)	544	21	8	—
中央清算機関関連エクスポージャー	202	8	121	4
合 計	1,435,997	57,439	1,522,538	60,901

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

## ●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	2018年度中間期		2019年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【資産（オンバランス）項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	420	16
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	2,218	88	2,616	104
我が国の政府関係機関向け	9,404	376	8,594	343
地方三公社向け	10	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,234	1,929	59,862	2,394
法人等向け	599,472	23,978	648,841	25,953
中小企業等向け及び個人向け	328,943	13,157	322,574	12,902
抵当権付住宅ローン	101,463	4,058	109,333	4,373
不動産取得等事業向け	156,710	6,268	167,120	6,684
三月以上延滞等	1,702	68	2,224	88
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	17,736	709	17,974	718
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	76,163	3,046	76,815	3,072
上記以外	48,117	1,924	40,007	1,600
証券化	—	—	—	—
外部格付準拠方式	—	—	—	—
標準的手法準拠方式	—	—	—	—
1250%のリスクウェイト	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	44,808	1,792	64,180	2,567
ルック・スルー方式	—	—	64,180	2,567
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
資産（オンバランス）計	1,435,187	57,407	1,520,566	60,822
<b>【オフバランス取引等項目（主な内訳）】</b>				
原契約が1年以下のコミットメント	1,851	74	1,981	79
原契約が1年超のコミットメント	1,419	56	2,916	116
信用供与に直接的に代替する偶発債務	6,580	263	5,678	227
オフバランス取引等 計	14,191	567	16,604	664
CVAリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	544	21	8	—
中央清算機関関連エクスポージャー	202	8	121	4
合 計	1,450,126	58,005	1,537,301	61,492

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

## (2) 総所要自己資本額

## ●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	2018年度中間期	2019年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	57,439	60,901
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,531	2,469
合 計	59,971	63,371

## ●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	2018年度中間期	2019年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	58,005	61,492
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,624	2,573
合 計	60,629	64,065

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

## 2. 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

### (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

【2018年度中間期】

#### ●銀行単体

(単位：百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国 内 計		3,336,540	2,208,716	1,002,498	125,325
国 外 計		—	—	—	—
地 域 別 合 計		3,336,540	2,208,716	1,002,498	125,325
製 造 業		352,046	337,862	14,184	—
農 業、 林 業		1,497	1,497	—	—
漁 業		15	15	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業		1,352	1,352	—	—
建 設 業		143,423	134,825	8,597	—
電気・ガス・熱供給・水道業		47,068	36,527	10,540	—
情 報 通 信 業		15,311	14,606	705	—
運 輸 業、 郵 便 業		155,044	85,462	69,582	—
卸 売 業、 小 売 業		299,599	292,643	6,956	—
金 融 業、 保 険 業		950,066	310,658	514,082	125,325
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業		290,458	275,398	15,060	—
各 種 サ ー ビ ス 業		131,141	126,786	4,354	—
国、地方公共団体		364,049	5,615	358,434	—
個 人 他		501,537	501,537	—	—
そ の 他		83,928	83,928	—	—
業 種 別 合 計		3,336,540	2,208,716	1,002,498	125,325
1 年 以 下		627,239	415,201	86,712	125,325
1 年 超 3 年 以 下		512,533	192,352	320,180	—
3 年 超 5 年 以 下		416,544	283,393	133,151	—
5 年 超 7 年 以 下		169,822	148,204	21,618	—
7 年 超 10 年 以 下		318,439	179,165	139,274	—
10 年 超		765,319	672,009	93,309	—
期間の定めのないもの		526,640	318,390	208,250	—
残 存 期 間 別 合 計		3,336,540	2,208,716	1,002,498	125,325

#### ●連結グループ

(単位：百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国 内 計		3,369,500	2,241,676	1,002,498	125,325
国 外 計		—	—	—	—
地 域 別 合 計		3,369,500	2,241,676	1,002,498	125,325
製 造 業		359,153	344,968	14,184	—
農 業、 林 業		1,502	1,502	—	—
漁 業		15	15	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業		1,372	1,372	—	—
建 設 業		144,864	136,266	8,597	—
電気・ガス・熱供給・水道業		47,068	36,527	10,540	—
情 報 通 信 業		15,363	14,658	705	—
運 輸 業、 郵 便 業		159,020	89,438	69,582	—
卸 売 業、 小 売 業		301,178	294,222	6,956	—
金 融 業、 保 険 業		949,238	309,830	514,082	125,325
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業		290,764	275,704	15,060	—
各 種 サ ー ビ ス 業		124,656	120,301	4,354	—
国、地方公共団体		364,064	5,630	358,434	—
個 人 他		501,555	501,555	—	—
そ の 他		109,682	109,682	—	—
業 種 別 合 計		3,369,500	2,241,676	1,002,498	125,325
1 年 以 下		620,218	408,180	86,712	125,325
1 年 超 3 年 以 下		515,838	195,657	320,180	—
3 年 超 5 年 以 下		423,029	289,878	133,151	—
5 年 超 7 年 以 下		173,737	152,118	21,618	—
7 年 超 10 年 以 下		320,193	180,918	139,274	—
10 年 超		765,526	672,217	93,309	—
期間の定めのないもの		550,956	342,705	208,250	—
残 存 期 間 別 合 計		3,369,500	2,241,676	1,002,498	125,325



【2019年度中間期】

●銀行単体

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国	内	計	3,190,308	2,208,176	928,353	53,778
国	外	計	15,811	—	15,811	—
地	域	別	3,206,119	2,208,176	944,164	53,778
製	造	業	378,011	350,396	27,615	—
農	業、	林	1,560	1,560	—	—
漁		業	104	104	—	—
鉱	業、	砂利採取業	1,266	1,239	27	—
建	設	業	141,659	133,950	7,709	—
電	気・ガ	ス・熱供給・水道業	59,994	36,762	23,232	—
情	報	通 信 業	19,492	15,716	3,775	—
運	輸 業、	郵 便 業	158,472	86,336	72,136	—
卸	売 業、	小 売 業	301,973	294,260	7,713	—
金	融 業、	保 険 業	829,317	270,998	504,540	53,778
不	動 産 業、	物 品 賃 貸 業	302,203	285,003	17,199	—
各	種	サ ー ビ ス 業 体	134,064	127,960	6,103	—
国、	地 方	公 共 団 体	278,715	4,603	274,111	—
個		人	514,007	514,007	—	—
そ	の	他	85,274	85,274	—	—
業	種	別	3,206,119	2,208,176	944,164	53,778
1	年	以	563,256	374,764	134,713	53,778
1	年	超	426,741	204,648	222,093	—
3	年	超	441,389	283,887	157,501	—
5	年	超	202,814	156,962	45,852	—
7	年	超	299,846	185,429	114,416	—
10	年	超	793,968	691,610	102,358	—
期	間	の	478,103	310,874	167,229	—
残	存	期	3,206,119	2,208,176	944,164	53,778

●連結グループ

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国	内	計	3,231,037	2,248,906	928,353	53,778
国	外	計	15,811	—	15,811	—
地	域	別	3,246,848	2,248,906	944,164	53,778
製	造	業	386,509	358,894	27,615	—
農	業、	林	1,568	1,568	—	—
漁		業	104	104	—	—
鉱	業、	砂利採取業	1,302	1,275	27	—
建	設	業	144,524	136,815	7,709	—
電	気・ガ	ス・熱供給・水道業	59,994	36,762	23,232	—
情	報	通 信 業	19,640	15,865	3,775	—
運	輸 業、	郵 便 業	163,839	91,702	72,136	—
卸	売 業、	小 売 業	304,158	296,445	7,713	—
金	融 業、	保 険 業	828,505	270,185	504,540	53,778
不	動 産 業、	物 品 賃 貸 業	303,301	286,102	17,199	—
各	種	サ ー ビ ス 業 体	127,945	121,841	6,103	—
国、	地 方	公 共 団 体	278,728	4,616	274,111	—
個		人	514,021	514,021	—	—
そ	の	他	112,703	112,703	—	—
業	種	別	3,246,848	2,248,906	944,164	53,778
1	年	以	555,661	367,169	134,713	53,778
1	年	超	431,729	209,636	222,093	—
3	年	超	450,897	293,395	157,501	—
5	年	超	208,292	162,440	45,852	—
7	年	超	301,952	187,536	114,416	—
10	年	超	794,236	691,878	102,358	—
期	間	の	504,077	336,848	167,229	—
残	存	期	3,246,848	2,248,906	944,164	53,778

連結情報

単体情報

自己資本比率規制の第3の柱  
(市場規律)に基づく開示

情報開示・法定開示項目一覧

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

## (2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

●銀行単体

(単位：百万円)

		三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注1)							
		2018年度中間期	2019年度中間期						
国	内	計	2,653	4,204					
国	外	計	—	—					
地	域	別	合計	2,653	4,204				
製	造	業	341	783					
農	業、	林	業	8	—				
漁		業	—	—					
鉱	業、	砕石業、	砂利採取業	—	—				
建	設	業	303	305					
電	気・	ガス・	熱供給・	水道業	—	—			
情	報	通	信	業	—	—			
運	輸	業、	郵便業	186	101				
卸	売	業、	小売業	540	1,266				
金	融	業、	保険業	—	—				
不	動	産	業、	物品賃貸業	857	1,226			
各	種	サ	ー	ビス業	71	136			
国	、	地	方	公	共	団	体	—	—
個					342	384			
そ					—	—			
業	種	別	計	2,653	4,204				

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。  
2. 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

## (3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

●銀行単体

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2018年度中間期	1,923	94	2,018
	2019年度中間期	2,097	331	2,429
個別貸倒引当金	2018年度中間期	3,413	305	3,718
	2019年度中間期	4,458	519	4,977
特定海外債権引当金勘定	2018年度中間期	—	—	—
	2019年度中間期	—	—	—
合計	2018年度中間期	5,336	400	5,736
	2019年度中間期	6,555	851	7,407

●連結グループ

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2018年度中間期	2,090	118	2,208
	2019年度中間期	2,277	311	2,588
個別貸倒引当金	2018年度中間期	4,127	327	4,455
	2019年度中間期	5,202	530	5,732
特定海外債権引当金勘定	2018年度中間期	—	—	—
	2019年度中間期	—	—	—
合計	2018年度中間期	6,217	445	6,663
	2019年度中間期	7,479	841	8,321

(4) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳

●銀行単体

【2018年度中間期】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	1,923	94	2,018
国外計	—	—	—
地域別合計	1,923	94	2,018
製造業	420	24	444
農業、林業	1	1	2
漁業	0	△0	0
鉱業、碎石業、砂利採取業	0	0	0
建設業	210	13	224
電気・ガス・熱供給・水道業	12	△1	10
情報通信業	18	0	18
運輸業、郵便業	90	5	95
卸売業、小売業	419	25	445
金融業、保険業	10	△1	9
不動産業、物品賃貸業	249	12	261
各種サービス業	226	15	242
国、地方公共団体	—	—	—
個人の他	263	△2	261
その他	—	—	—
業種別計	1,923	94	2,018

(注) 連結グループでは、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

【2019年度中間期】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	2,097	331	2,429
国外計	—	—	—
地域別合計	2,097	331	2,429
製造業	462	106	568
農業、林業	2	△0	2
漁業	0	0	0
鉱業、碎石業、砂利採取業	0	0	1
建設業	233	34	267
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0	13
情報通信業	22	1	23
運輸業、郵便業	95	19	114
卸売業、小売業	457	59	516
金融業、保険業	11	△0	11
不動産業、物品賃貸業	275	57	332
各種サービス業	245	43	288
国、地方公共団体	—	—	—
個人の他	278	9	287
その他	—	—	—
業種別計	2,097	331	2,429

(注) 連結グループでは、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(5) 個別貸倒引当金の業種別内訳と期中増減額

●銀行単体

【2018年度中間期】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
製造業	825	788	—	825	788
農業、林業	9	8	—	9	8
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	559	860	—	559	860
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	41	33	—	41	33
運輸業、郵便業	291	275	—	291	275
卸売業、小売業	1,167	1,192	117	1,050	1,192
金融業、保険業	22	17	—	22	17
不動産業、物品賃貸業	66	74	—	66	74
各種サービス業	399	441	—	399	441
国、地方公共団体	—	—	—	—	—
個人の他	29	26	—	29	26
その他	—	—	—	—	—
業種別計	3,413	3,718	117	3,295	3,718

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

【2019年度中間期】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
製造業	1,211	1,358	—	1,211	1,358
農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	17	—	—	17
建設業	663	711	—	663	711
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	17	28	—	17	28
運輸業、郵便業	180	176	—	180	176
卸売業、小売業	1,750	2,106	—	1,750	2,106
金融業、保険業	17	13	—	17	13
不動産業、物品賃貸業	91	78	—	91	78
各種サービス業	501	463	—	501	463
国、地方公共団体	—	—	—	—	—
個人の他	25	24	—	25	24
その他	—	—	—	—	—
業種別計	4,458	4,977	—	4,458	4,977

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

## (6) 業種別の貸出金償却

●銀行単体

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	2018年度中間期	2019年度中間期
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国、地方公共団体	—	—
個人のその他	—	—
業種別計	—	—

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

## (7) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1250%のリスク・ウェイトを適用した額

●銀行単体

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額			
	2018年度中間期		2019年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	89,256	722,649	32,337	580,829
10%	—	278,085	—	285,665
20%	213,233	127,804	253,515	163,968
35%	—	282,266	—	305,060
50%	29,849	448	42,146	2,430
75%	—	432,482	—	422,990
100%	23,480	880,808	35,336	933,105
150%	—	824	—	1,073
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	355,819	2,725,370	363,336	2,695,123

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみの開示としております。

## 3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

●銀行単体

(単位：百万円)

	2018年度 中間期	2019年度 中間期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	106,721	75,666
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	324,502	286,000

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみの開示としております。

## 4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

### (1) 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

### (2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

●銀行単体

(単位：百万円)

	2018年度 中間期	2019年度 中間期
グロス再構築コストの額	236	877
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	1,861	4,725
派生商品取引	1,861	4,725
外国為替関連取引	1,331	653
金利関連取引	6	8
株式関連取引	522	1,926
その他取引	—	2,137
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	1,861	4,725

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。  
2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブの取組みはありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブの取組みはありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーの取組みはありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

当行、及び連結子会社は投資家として証券化エクスポージャーを保有していません。

イ 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	2018年度中間期	2019年度中間期
商業用不動産	—	—
保険会社の資本調達手段 (基金、劣後ローン)	—	—
法人向け貸出	—	—
合 計	—	—

ロ 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	2018年度中間期		2019年度中間期	
	残 高	所要 自己資本	残 高	所要 自己資本
15%以下	—	—	—	—
15%超～50%以下	—	—	—	—
50%超～100%以下	—	—	—	—
100%超～200%以下	—	—	—	—
200%超～420%以下	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

ハ 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーはありません。

ニ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスクの削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

投資家として保有する再証券化エクスポージャーはありません。

6. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

●銀行単体 (単位：百万円)

	2018年度中間期		2019年度中間期	
	貸借対照 表計上額	時価	貸借対照 表計上額	時価
上場している出資等	160,776	—	144,266	—
上記に該当しない出資等	3,902	—	4,020	—
合 計	164,678	—	148,286	—

●連結グループ (単位：百万円)

	2018年度中間期		2019年度中間期	
	貸借対照 表計上額	時価	貸借対照 表計上額	時価
上場している出資等	161,019	—	144,495	—
上記に該当しない出資等	2,219	—	2,337	—
合 計	163,239	—	146,832	—

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	2018年度中間期	2019年度中間期
売却損益額	1,076	3,497
償却額	—	118

●連結グループ (単位：百万円)

	2018年度中間期	2019年度中間期
売却損益額	1,076	3,497
償却額	—	118

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	2018年度 中間期	2019年度 中間期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	86,802	63,964
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

●連結グループ (単位：百万円)

	2018年度 中間期	2019年度 中間期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	86,990	64,137
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

# 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

## 7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

●銀行単体

(単位：百万円)

●連結グループ

(単位：百万円)

計算方式	2018年度 中間期	2019年度 中間期
ルック・スルー方式	—	155,586
マンドート方式	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	—	155,586

計算方式	2018年度 中間期	2019年度 中間期
ルック・スルー方式	—	155,586
マンドート方式	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	—	155,586

## 8. 金利リスク

●銀行単体

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク

項番		ΔEVE		ΔNII	
		2018年度中間期	2019年度中間期	2018年度中間期	2019年度中間期
1	上方パラレルシフト	—	10,538	—	—
2	下方パラレルシフト	—	12,995	—	—
3	スティープ化	—	3,164		
4	フラット化				
5	短期金利上方				
6	短期金利低下				
7	最大値	—	12,995	—	—
		2018年度中間期		2019年度中間期	
8	自己資本の額	—		163,219	

●連結グループ

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク

項番		ΔEVE		ΔNII	
		2018年度中間期	2019年度中間期	2018年度中間期	2019年度中間期
1	上方パラレルシフト	—	10,538	—	—
2	下方パラレルシフト	—	12,995	—	—
3	スティープ化	—	3,164		
4	フラット化				
5	短期金利上方				
6	短期金利低下				
7	最大値	—	12,995	—	—
		2018年度中間期		2019年度中間期	
8	自己資本の額	—		169,657	